

議決を経していない財産の取得について（現時点の取組状況と今後の対応）

1 概要

令和4年4月26日記者発表資料のとおり、予定価格が1億円以上の財産の取得について、議決を経ずに契約し、取得している事例が判明しました。判明した事例は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の「緊急を要する契約」案件です。

2 該当事例

11件（5局）合計：2,332,665,300円

	購入物品	金額	契約日	契約担当局
1	マスク	155,325,000円	R2.4.10	こども青少年局、教育委員会事務局
2	抗原検査キット	109,340,000円	R4.1.25	こども青少年局
3	ガウン、フェイスシールド	411,400,000円	R2.5.8	健康福祉局
4	個人防護具セット、ガウン	290,400,000円	R2.5.11	健康福祉局
5	マスク、ガウン	186,175,000円	R2.5.26	健康福祉局、こども青少年局
6	マスク	107,120,500円	R2.6.3	健康福祉局、消防局
7	マスク、ガウン	187,492,800円	R2.6.22	健康福祉局
8	マスク、ガウン、手袋	111,782,000円	R2.10.6	健康福祉局
9	抗原検査キット	148,390,000円	R4.1.25	医療局
10	抗原検査キット	114,400,000円	R4.2.10	医療局
11	抗原検査キット	510,840,000円	R4.2.17	医療局

3 発生した経緯及び原因

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策に当たりながら、必要となる物品の調達を緊急的に行う必要があり、事業の対応に追われていました。

また、消耗品に関して財産として議決が必要になるという認識が不足していました。

裏面あり

**【参考 1】横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）**

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**【参考 2】緊急を要する契約**

緊急を要する契約とは、大規模な震災や風水害等のほか、即時的に対応を行わないと市民生活及び市職員の安全確保、又は行政サービスに重大な支障を生じる場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づき行う随意契約

#### 4 現時点での取組状況と今後の対応

今回の経緯については、横浜市コンプライアンス委員会で検証し、総務局が中心となって対策を検討していきます。

##### (1) 具体的な検証方法

###### ア 外部有識者による事実確認

(ア) 横浜市コンプライアンス顧問を委嘱している吉開多一弁護士（元検事）に 11 件の事案について、事実確認の調査を依頼しました。

(イ) 吉開弁護士は案件ごとに状況を把握し、関係職員にヒアリングを実施するという調査方針を示されています。

###### イ 横浜市コンプライアンス委員会による検証

(ア) 吉開弁護士にはおおむね 6 月中の調査結果取りまとめを依頼しています。

(イ) 吉開弁護士の取りまとめる調査結果は、7 月に予定している横浜市コンプライアンス委員会（委員長：大久保副市長（総括コンプライアンス責任者））で報告していただきます。

(ウ) 吉開弁護士の調査結果に基づき、横浜市コンプライアンス委員会で原因及び再発防止策を議論します。

###### ウ 調査結果報告書

吉開弁護士の調査結果及び横浜市コンプライアンス委員会での議論を踏まえ、市として再発防止策を取りまとめます。

##### (2) スケジュール

5 月～6 月 外部有識者による事実確認、ヒアリング

7 月 横浜市コンプライアンス委員会による検証

8 月中旬 調査結果報告書作成、公表